

# 障害乳幼児の療育に

# 応益負担を持ち込ませない会

No. 45

## 会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション  
編集発行責任者／池添 素 rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp  
持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2021年6月28日

### 目次

- 1P … 5月14日 個別サポート加算の学習会開催
- 2P … すべての子どもの発達のために
- 3～5P … 参加者からの感想、各地の状況
- 6～8P … 参院厚労委で質問
- 9P … 障害児通所支援の在り方に関する検討会始まる
- 10P … 「発達保障のための相談活動」を広げるオンライン学習会案内



## 個別サポート加算の学習会・交流会を開催しました



### <参加者からの感想>①

個別サポート加算の学習会、ありがとうございました。とてもわかりやすく、自分たちがすべきことは何かを考える機会になりました。そして、親御さんと共に考えたいと強く感じました。もっと知りたい学びたい繋がりたい気持ちも高まりました。

### <参加者からの感想>②

子どもの尊厳、子育てをする保護者の尊厳を奪う報酬改定は、絶対に許せません！！



# すべての子どもたちの発達のために

代表 白石正久

## 大きな自治体間の格差

5領域11項目の半数以上は、「行動障害及び精神障害」「読み書きの困難」が含まれる)に関するものであり、そのなかには乳幼児期にはそぐわない「そう・うっ」があつたりします。3歳以上は、この「行動障害及び精神障害」の項目に「1つ以上」該当することが「加算I」の要件として求められています。

5月14日に開催した私たちの学習会での交流において、ほぼ全員に支給決定している自治体があれば半数に留まるところもある、重症児が「行動障害及び精神障害」において該当しないために「非該当」になっている、職員の子ども理解とは大きな隔たりのある決定になっている、「読み書きの困難」に依拠して

すべての子どもを該当にしているなど、実態は自治体間で千差万別であることがわかりました。厚労省の判定のための「留意事項」をもとに独自の調査票を作成している自治体も多いようですが、そういった工夫はあっても保護者の「我が子の背負うものの重大さを感じて暗い気持ちになった」などの声が報告されています。虐待可能性などの「要支援児童」への対応に対する「加算II」は、案の定、保護者の了承を得ることができないもつで、申請・運用の実態を確認できません。

## 政策の視座が子ども・家族の側に置かれていない

調査の実施・判定は自治体に任されていますが、自治体間の大きな齟齬、格差は、公平性が担保され

ていないという点で、施策の根本的な欠陥の現れです。その欠陥とは、5領域11項目の選定やその偏りにみられるように、国(厚労省)が乳幼児期の子どもと家族が負う障害と発達の状況、そこから引き起こされる生活の困難を、丁寧にそして全面的に把握しようとする意志をもっていないということです。それは、国民の側に視座が定められていないということです。結果として子どもや家族、そして実践の場への想像力を著しく欠いた政策になってしまっています。

そのことを私たちがわかって、背すじを伸ばして批判の立場に立てるかが問われています。契約によるサービス提供、日額報酬、個別化された加算などは、極端な営利主義を生みますが、心ある実践者の側にも「経営」に意識を占有されていく現象が起ります。だからこそ、いつも子どもと家族の側に立つて政策の本質を見抜こうとする集

団的な議論と運動が必要です。そのなかで、子どもと家族を個別化して対応するのではなく、すべての子どもの発達のために、分け隔てなく大切に、仲間としての連帯を築く方向で向きあうことができるようになると思います。

さて、このような複雑な施策をなぜ急ぐのかという疑問をもたざるをえません。3年後の報酬改定のために、ぜひとも到達しておきたい政策課題として今回の「加算I」「加算II」が位置づいていると私たちはみています。つまり、「障害程度」による報酬II支援区分方式の子ども分野への導入の第一段階を敷く必要があつたのでしよう。静かに粘り強く、この運動を広めたいと思います。(詳細は、全障研HPから『障害者問題研究』第49巻1号、中村尚子「障害児通所支援2021年度報酬改定の問題点」をお求めになつてご検討ください。)

## 発達への権利を秒度に保障されるべき ～和歌山より

児童発達支援センター「こじか園」は和歌山市にあり、今年度は35人の子どもたちが毎日元気に通ってきています。

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会の会報が届くと、職員、こじか親の会（保護者会）それぞれで回覧し、意見交換をしたりしています。

昨年11月の会報を読んで親の会で話し合い、保護者にアンケートをとり、意見をまとめて厚労省にFAXやはがきを送りました。

新年度、和歌山市は4月に入ってから個別サポート加算Ⅰについて、各家庭に5領域11項目についてのアンケートを郵送。何の説明もなく届いたので、保護者から問い合わせが園にたくさんあり、市に確認しました。

これから、親の会で保護者の思いを出しあい、和歌山市や国に届けていく予定にしています。保護者が届いた文章の一つです。

「行動に偏った項目だけでは、支援が必要としていることが見えないと思います。点数と生きづらさはイコールではないと感じます。子どもは発達途上にあります。すべての子どもの発達への権利を平等に保障されるべきだと思います。」

こじか園園長 尾崎 由加子

## どの子にもていねいな支援を ～大阪府寝屋川市より

あかつき・ひばり園における個別サポート加算Ⅰについては、医療型のあかつき園は7割位、福祉型のひばり園・第2ひばり園は6割位が対象になりました。あかつき園の年長重心児は加算から外れたため、障害福祉課の担当者に問い合わせたところ、乳幼児期の場合、保護者に行動障害や精神障害の項目について、直接尋ねることは難しいため、相談支援事業所が提出した基本情報や計画内容から読み取り、チェックしたとのこと。子どもの状態を理解し項目に当てはまるかをチェックする担当CWの判断基準は個々にばらつきがあり、「ケアニーズが高い障害児の加算」が実態とかけ離れ、矛盾したものになっていました。加算対象となった保護者からは「加算について、ネットで検索したけど、手がかかる子ということですよ」「重い子ということはわかっているけどショックです」という声があり、改めて保護者の不安や混乱を招く加算であることが浮き彫りになりました。また、個別サポート加算Ⅱについては、事業所の一方的な視点で判断することになり、基準があいまいです。保護者の承諾を得て個別支援計画に記載する必要があり、丁寧な支援を必要とする保護者との信頼関係を崩すリスクが大きい問題のある加算だと言えます。個別サポート加算Ⅰ・Ⅱではなく、どの子にも必要な丁寧な支援が受けられる報酬制度にするために、見直しを求めます。

寝屋川市立あかつき・ひばり園

### <参加者からの感想>③

●先日は貴重な勉強会の機会をありがとうございました。このご時世、なかなか皆が集まって学習会を開けないですが、ああいっただ形で、更に全国の現場で今何が起きているのかを知ることが出来るのは本当に貴重な事ですし、所変われば行政の在り方も様々だという事が分かりました。なぜ、そういったばらつきがあるのだろうと素朴な疑問も湧きました。今後もこの課題は常に考えていかなければいけません、なかなかこういった請求関係の勉強会は無いので、定期的開催していただければ、ぜひ参加させていただきたいと思っております。今後ともよろしく願い致します。

## 誰も納得していない ～広島より

5月14日のONLINE学習会には、広島県東部幼児通園療育機関協議会（幼通協）や福山地域児童発達支援事業連絡協議会（児発連）に呼び掛けて、この地域からも多くの参加がありました。「国の制度なのにどうしてこんなに自治体によって扱いが違うの?」「悩んだ末、意を決して受給者証を手にした保護者にどう説明したらいいのか」「支援というよりサービスの売り買いだ、自立支援法の問題が頭をよぎる」「行政の判定は“この子について、なんでこの子につかないの?”と納得できない」などの声が寄せられ、本当に行政も私たち現場も保護者も、誰も納得しないままの見切り発車です。広島県東部でも、市の担当者が聞き取りをするところ、通っている施設で聞き取りをするところ、聞き取りなしで過去のデータに基づいて判定するところ、など様々です。

毎日通園の知的障害児のセンターでは8～9割、併行通園の難聴・発達障害のセンターでは4～5割が該当しています。保護者の心情にも園の運営にも大きな影響があるだけに、該当する・しないの根拠を説明してもらいたいし、今後はこれをどうしていくのか、現場でどんな問題が起こっているのかを伝えて、国の制度を見直してもらえるように市からも働きかけてもらうよう、幼通協や児発連で動いていきたいと思います。また、保護者には各園ごとの説明をしていますが、「療育を守る親の会」とも連携しながら動きを作っていきたいと思います。

神谷さとみ

## 仲間づくりで独りぼっちをなくす ～鹿児島より



鹿児島の地で、37年間0歳からの障害乳幼児の療育に携わってきた者として、どうしても意見を述べたいと思います。今回の報酬改定である「個別サポート加算Ⅰ・Ⅱ」には反対です。その理由は、これまで療育のとりくみを場づくりから親御さんとの信頼関係を基に丁寧に進めてきた中での切実な実感からです。一番難しい障害の受容について、療育実践で子どもの発達的变化を引き出しながら、その事実をもって「可能性と希望を語る」ことで保護者との信頼関係を構築し、保護者の悩みや苦しみにも共感しながら、保護者の仲間づくりも丁寧に進め、“独りぼっちをなくす”ということを大切にしてきました。

新改定は、これまで大切にしてきたことを根底から突き崩してしまうものです。子ども庁の創設が検討されている今こそ、障害があっても“子どもは子ども”として尊重して、加算方式での支援ではなく、基本報酬の増額と月額報酬への移行こそを強く求めます。 大迫より子

### <参加者からの感想>④

●今回途中参加であったため、草笛学園 長谷川先生の話聞くことが出来ず残念でした。個別サポート加算については、児童発達支援の多くの方がついてしまうことの話、確かにと思っております。

福山市は、近隣の三原市のように個別サポート加算がつく児童の通知は来ないので、各自がおのおのの確認になってしまうことが大変だと思っております。

放デイでも、明らかにつきそうな児童についていなかったりするため、確認が必要なのではと思いつつ、保護者様だのみになる面もぬぐえない現状だと改めて思いました。こういった機会に今後も参加できるようにしていきたいと思います。ありがとうございました。

## 無条件に「楽しい」と思える遊び場を～大阪府堺市より

大阪府堺市では、児童発達支援センターに毎日通っているお子さんのほとんどは、加算Ⅰがついている状況です。

センターの職員組合の役員をしている友人に、さっそく学習会の内容を報告しました。友人からは、加算Ⅰの調査項目については、「自分たちの『聞き方次第で保護者に悲しい思いはさせない』と思ってあまり問題を感じていなかった。」「どのような目的で、どのような今後の見通しがあって制度が作られているかが大事なんですね。今回の厚労省の説明文だけでは気づかないわ。」との返事をもらい、組合の役員会の中でも問題意識を共有してくれたそうです。堺市の中では、児童発達支援事業所を運営する昔からある民間法人の中でも、アセスメントがしやすくなるというような好意的な声もあるということもききました。オンライン学習会の中でも、上限額管理や保育の無償化などの制度がある中で、応益負担の問題が見えにくくなっているとの声がありましたが、堺市の中で同様の状況があることを改めて感じました。

私個人の体験では、最近、軽度の発達の遅れのある3歳児で、市の療育は通わず、習い事的な児童発達支援事業の「療育」をうけながら、民間のこども園に入園するという親子に数名出会いました。「療育」に通っているということになっているので、特に継続的に相談できる場所もなく、大変孤独な育児をされているように見えました。不安感から自分でネット検索をしておられるようで、非常に胸が痛みました。

コロナ禍の難しさもありますが、まず、親には、複雑な「申し込み手続き」や「契約」などせず、気楽に親子で遊びに行ったついでに相談できる場所が、子どもには「できるーできない」に迫られない無条件に「楽しい」と思える遊び場が必要だと思います。その中で、親同士のつながりも作られていくとを感じるからです。

高橋真保子

## 家族に与える影響をちゃんと考えて



通園児のうち2名を除いて、市から加算について連絡がありませんでしたので、学習会のあと、さっそく、最寄りの市に問い合わせました。

H市は9人中4人が該当するが、他の人は受給者証の更新が8月や10月、来年の2月なのでその時に見直すという返事でした。

担当者はのんびり考えているのか、家族、施設に与える影響（意味合い）は深く考えている印象は受けませんでした。

S市は4人中3人が該当でしたが、非該当1名は行動分野のところでチェックが入らなかったのが該当しないとのことでした。でも目を離せない子です。

市の担当者自身、この聞き取り（加算の意味合い）が家族や本人に与える影響を深く考えていないのではないかと、という感じがしました。

H市の対応については、厚労省からどのような指示があって対応しているのかが、不明でしたので、県から厚労省に問い合わせをしたところ、聞き取り項目は統一しているが、時期については市町村判断になるということでした。県は、県内事業所の状況を確認しているところだったので、H市の対応について県から電話を入れて確認したそうです。H市は県との電話では6～7月に対応を考えているという返事だったようです。今後、H市に連絡をとっていかうと思います。

埼玉県・児童発達支援事業、植村勉

# 個別サポート加算Ⅰ、Ⅱは 丁寧な支援に逆行

倉林明子議員、参議院厚労委で質問（6月10日）

○倉林明子君

日本共産党の倉林です。

発達のおまじきや障害のある乳幼児が通います児童発達支援、この報酬改定が今般行われました。これについて質問したいと思いま

す。個別サポートⅠ、そして個別サポートⅡということで新設されたんですけれども、加算の内容について簡潔にご説明をいただきたい。

○政府参考人（赤澤公省君）

お答えいたします。令和三年度の障害福祉等報酬改定でつくられました児童発達支援の個別サポート加算Ⅰ及び個別サポート加算Ⅱでございます。

個別サポート加算Ⅰは、ケアニ

ズの高い障害児への支援を充実させる観点から、食事や排せつ等の介助の必要性や、強いこだわりや自傷、他害といった行為が発生する頻度等の調査によりまして、一定以上の項目に該当する障害児に支援を行った場合に、一日当たり百単位を加算するものでございます。

それから、個別サポート加算のⅡの方でございますが、虐待等の要保護、要支援児童は、家庭との関わり合いや、それから心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携といったことが必要となることを考慮いたしまし

て、児童相談所や子育て支援センター等の公的機関や要保護児童対策地域協議会等と連携するなどの要件を満たし、要保護、要支援児童に支援を行った場合に、こちらの方は一日当たり百二十五単位を加算するものでございます。

○倉林明子君

いや、これ始まったばかりなんですけれども、現場からは、もう中止してくれと、こういう声は上がつてきております。

個別サポート加算のⅠ、これです、この加算を取るためにどういうことが必要になっているかといいますと、調査やるんです。二重、三重にこれが現場に混乱を引き起こしているという状況です。

先ほど若干紹介ありました多動、パニック、他傷、自傷行為など、行動障害、精神障害などの項目で聞き取り調査をするということになっていきます。支援の困難さによって給付費に差を付けるということ

になるんですね。これ、現場からどんな声上がっているかというと、子供に値札付けるようだと。

障害を受け入れられずに、大抵、子供の障害を親が受け入れられないという場合は本当に多いです。そういう保護者に対して、我が子が深刻な問題を持っていると、そういうことを強く印象付ける項目になっているという指摘なんです。結果として、育児の希望、そして我が子への成長、発達の信頼、これ奪いかねないという指摘が上がっております。

五領域十一項目、これによる判定は子供も保護者も傷つけるものであると、改めて不適切ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（赤澤公省君）

ご指摘いただきましたとおり、個別サポート加算Ⅰでございますが、著しく重度かつ行動上の課題があるなど、ケアニーズが高い障害

児を受け入れて支援したときに加算するものであり、その判定に係る調査につきましては、障害児の状態を適切に把握するものとするところが重要だと考えております。

御指摘いただきました五領域十一項目でございますが、介助の必要性や障害の程度を把握するための調査でございます。これまで市町村が給付決定の際に用いてきたものでございますことから、保護者

や自治体の調査の負担が大きくならないよう引き続きこれと同様の項目を用いることとしておりますが、今回、市町村に対しまして、障害児の曰ころの状態を最も熟知している保護者からの聞き取りのみならず、かかりつけ医等、本人の状態をよく知っている方からの聴取も含め、総合的に勘案して加算の要否を決定することをお示ししているところでございます。

さらに、この調査項目の聞き取りによりまして市町村が障害児の状

態を適切に把握できるよう、新たに調査項目ごとに具体例をお示しするなど、聞き取る際のポイントについて留意事項をお示ししております。

このように、円滑に実施されるよう、個別サポート加算Ⅰの取扱い等をお示しているところでございまして、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○倉林明子君

いや、運用の問題じゃないんですよ。調査そのものが、実際、給付しよう、受給しようとするときには使っていたものだと言っただけで、全然使い方が変わって、これが現場で非常に大きな負担になっているし、子供にとっても親にとってもこれは不適切だという声上がっているんです。

始まったばかりなのでね、こういう声上がっているというのを是非つかんでいただきたいと思えます。全ての子供に対して十分な環境を整

える、保護者に対して丁寧な支援が必要だと、加算を子供によって設けて保護者の負担にするということは支援に逆行するという指摘です。しっかりとつかんでいただきたいと思えます。

個別サポート加算のⅡについてですけれども、これ算定しているような児童発達支援の事業所というのはつかんでいるか、取得率はどうか。

○政府参考人（赤澤公省君）

お答えいたします。

個別サポート加算Ⅱでございますが、令和三年四月のサービス提供分から加算が可能となっておりますが、全国の事業所の請求状況がデータ化されるには一定の期間を要するため、四月の請求状況については現時点では把握できていないという状況でございます。

○倉林明子君

これ実際に聞いていますと、先ほども紹介あったように、これ虐待の

ケースにも加算が付くというものなんです。加算の同意を得なければならぬということだから、あなた、虐待しているかもねということとを親に確認することになるんですよ。事実上。だから、現場で全然使われていないです、聞いたら、この虐待の可能性のある子供に対する加算については。聞けないからですよ。本当に現実的じゃないなと思います。

一歩間違うと、これ、保護者との信頼関係を壊しかねないし、実際に現場の様子を先ほど紹介したんだけど、使えないものになっているということを重ねて言いたい。

虐待の可能性を保護者に伝えるということなんだけれども、これ、保護者の自己責任にしないというのが虐待対応の私基本だと思えます。保護者、これが基本なんです。この加算が付けば保護者負担にもなってくるという立て付けなんです。使えていない実態もよくつ

かんで、現場でどんな声があるかということ把握してほしいなと思います。極めて問題のあるかさんだというふうに思います。

大臣、よろしいでしょうか。最後にお聞きしたいと思っております。

加算での対応ではなくて、加算での対応というのを、まあ介護保険でもさんざんやってきましたけれども、この児童の、障害を持っている児童のところはまだ持ち込むということ、これ、本当初めてじゃないかと思うんです。こつこつ加算しやなくて、基本報酬の増額、そして月額報酬への移行というのが現場の強い要求だと、こつこつ点での見直し、要ると思うんです。いかがでしょうか。

国務大臣（田村憲久君）

この障害福祉サービスの報酬の改定でありますけれども、今言われたような個別サポート加算という形、Ⅰ、Ⅱとありますけれども、いや、これはやはり、Ⅰならば本当

に重い障害をお持ちのお子さんに対して対応していただかなきゃいけませんから、その分だけ加算という意味ではこういう形を付けさせていただくわけでありますが、一方で、まあ言うならば今言った基本報酬の部分も、今回、八百三十単位から八百五十五単位に上げておきますので、そういう意味では、そちらの方もちゃんと対応させていただきますながら加算分も対応させていただきますので、そこは御理解をいただきたいという形でございますというふうに思います。

それから、月単位でというお話ありました、これはもう以前からいろんなところでお話はあるんですけれども、やはり利用される方々からすると、日々いろんなサービスを受けられるわけでありまして、あわせて、自己負担が生じる場合にはそれに合わせて負担分が増えてまいりますので、そういう意味では、やはりこれは日額といま

すか、日単位というような形で対応させていただきたいというふうに思っております。

○倉林明子君

もう何度もこれ議論してきていることなんだけれども、日払いということが事業所側にとっては安定的な経営を本当に脅かしている。安定性がないのは子供のところもそうですよね。障害のあるところほど見通しが立たないという事業収入の根っこになっているんですよ。私からも重ねてその点は指摘をしたい。

障害を持っている子供さん、虐待で保護しなければならぬ子供さん、それ遠ざけるようなことになりかねないと、人権侵害することになりかねないという、現場で起こっていますから、早急につかんで、早急な見直しを重ねて求めて、終わります。



## 障害児通所支援の在り方に関する検討会始まる 法改正を見通し9月にまとめ

副代表 中村尚子

6月14日、厚生労働省の主催

で、同検討会の第1回の会議がオンラインで開催されました。改正児童福祉法の下、2012年からはじめた障害児通所支援の見直しを行い、9月に報告がまとまる予定です。検討会の結論は、障害者総合支援法など障害福祉全体の見直しと歩調を合わせて社会保障審議会に上げられ、必要があれば制度が改正されます。

主な検討事項は、①児童発達支援センターの位置づけ、②児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方、③インクルージョンの推進、④障害児通所支援の支給決定の在り方、⑤事業所指定の在り方の5点です。検討会

「資料1」をご覧ください。

第1回の会議では、厚生労働省から障害児通所支援を構成する事業の現状が報告され、関係構成員が意見交換しました。厚生労働省が現状を説明するにあたって使った資料の中には、通級による指導の増加のほか、臨床心理・神経心理検査の算定回数増加など、これまであまり出てこなかった数字も引き合いして、「子どもの心理・発達に関する特性把握の需要が年々増加しているといえる」という結論づけをしています。詳しくは、検討会の「資料3」をぜひ読んでください。

構成員から、「保護者負担の4600円と37200円の間があ

りすぎる」といった発言もありました。「一般施策」の利用はインクルーシブな取り組みが不足しているという主張もめだちました。児童発達支援の関係では、センターの機能が焦点になります。また、放課後等デイサービスのヒアリング団体に全国放課後連が指定されました。毎回の議論、目が離せません。



厚生労働省のホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19219.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19219.html)

障害者問題研究 49 巻 1 号

### 特集 乳幼児期の発達保障と 児童発達支援の課題

児童発達支援の機能と役割 井原哲人  
自治体における障害児福祉計画の現状と課題 新井利民  
発達支援と地方自治—鹿児島県伊佐市を例に— 若林隆泰  
連帯して療育の質を高めよう地域づくり 長谷川貴一・中塚まちい

実践

「安心」「楽しい」「大好き」を大切に  
した療育 寝屋川 安藤史郎

保育園と家庭の間につくるスモールステップ 山梨 飯室智恵子

政策動向

障害児通所支援 2021 年度報酬  
決定の問題点 中村尚子

【全障研出版部】

学ぼう

考えよう

保護者とつながる  
療育と相談支援

# 「発達保障のための相談活動」 を広げるオンライン学習会

◆療育や放課後の実践なかで、保護者への支援は重要な位置を占めます。昨年の学習会でも、相談支援の場面で保護者の思いを聴き取ることの大切さが話し合われました。

◆今年度の報酬改定で「事業所内相談支援加算」にペアレント・トレーニングの実施が例示されたことで、保護者への支援はあらたに注目されています。

◆こうした情勢の中であるからこそ、保護者と子ども理解を共有しあいながら療育につなぐ、さらに療育実践をすすめていくことを大切にしたいと、学びあいの場を企画しました。

## 日時

2021年

8月29日(日)

13:00~15:30

Zoom ミーティングによるオンラインの学習会です。

## 【参加方法】

○右下のQRコードもしくはURLにアクセス、必要事項を記入して申し込みをしてください

○8月23日以後、参加のためのURLと資料を送ります。

参加費 1500 円

学習会終了後、お支払い方法をご案内します。

主催 NPO法人 発達保障研究センター

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-15-10  
西早稲田関口ビル 全障研気付  
発達保障研究センター  
問い合わせ npocenter@nginet.or.jp

13:00 開始

## プログラム1 基調報告

子育てへの共感

“トレーニング”からは生まれない

「一緒に悩む」から始まる保護者への支援

池添 素さん(福祉広場)

子どもからの“多様で多彩な発信”を理解することは容易ではありません。“問題行動”にも理由があるので一律のやり方はありません。〈ペアトレ〉の問題を指摘しつつ、保護者を支援する上での大事にしてきたことをお話いただきます。

## プログラム2 実践報告

療育のなかで、保護者とともに

子どもを理解する

浜田友紀さん

(鹿児島県湧水町子ども発達支援センターみのり)

子どもの姿を共有することで深まる子ども理解。親子教室の実践など発達支援センターの取り組みを報告いただきます。

## プログラム3 報告を受けて二人のトーク

15:30 終了予定

申し込み期間

7月1日(木) ~ 8月20日(金)



<https://bit.ly/2SGen1L>



## 全国発達支援通園事業連絡協議会

# 第24回全国大会（滋賀大会） オンライン開催

大会テーマ 「時を生き、地域に生きる子どもと家族を支える療育」  
～地域でつなぐ、地域でつながる～

療育が児童発達支援として児童福祉法に位置づいてから10年が経ち、児童発達支援ガイドラインが作成され、今年4月には児童発達支援事業に関わる報酬改定がなされました。

病院や施設でなされるものだった「療育」が、1970年代から1980年代にかけて地域において実施するものへと転換が図られました。近年、療育は発達支援、家族支援、地域支援を包含するものとして捉えられるようになり、役割と対象の幅を広げ、障害が確定しない気づきの段階から保障する意義が確かめられてきました。現在では、児童発達支援事業所数が全国で7,000箇所をこえ、親子にとってより身近な存在になっています。

障害や発達上の課題があることでさまざまなもつれが生じがちな時期に、そのもつれを解きほぐしながら、子どもたちが「生まれてきてよかった」と思える地域をともにつくっていく役割が児童発達支援事業所にはあります。

一方、制度上はまだ大きな制約があります。きめ細かな送迎、丁寧につくられた食事、たっぷり遊んでしっかりとれる休息や午睡、安全な屋外の遊び場の確保など、あたりまえの生活を子どもの基本的人権として保障しようとしても、障害に対する合理的配慮を「受益」とみならず現行の報酬方式の制度では大きな困難があります。

新型コロナウイルス感染拡大のもと、児童発達支援も地域の中で欠かすことのできない事業であることが改めて浮き彫りになりました。もう一度療育の原点に立ち返り、自分の地域の現状を見つめ直し、療育の「あした」をひらく勇気がわいてくる大会になればと願っています。

日程 **2021年10月23日（土） 午前9時30分～午後4時30分**

参加費 **3,000円(お一人につき)**

締め切り **9月30日(木)まで**

下記 URL または右の QR コードから  
<https://forms.gle/gb2v5QHaSLQjpsNz7>

申込は Web で



【午前の部】

### 基調報告

記念講演「発達保障の現場をたどる：近江学園、大津市、そして…」 中村 隆一氏

【午後の部】

### 実践報告「地域でつなぐ、地域でつながる

～全ての子どもが育ち、子育てしやすい地域づくりに向けて(滋賀県から)～

母子保健、医療的ケア児の療育現場、相談支援、療育教室をつなぐ…立場から

### 行政説明・保護者の思い

**お問い合わせ先**

全国発達支援通園事業連絡協議会

464-0032 名古屋市千種区猫洞通1-15 東部地域療育センターぽけっと 内

tel 052(782)3388 E-mail [zenturen@yahoo.co.jp](mailto:zenturen@yahoo.co.jp)

HP <http://zenturen.g1.xrea.com/>